

平成十八年三月二十日提出
質問第一六五号

職場等で暴力行為を行った外務省職員に対する処分に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

職場等で暴力行為を行った外務省職員に対する処分に関する質問主意書

一 平成十二年二月二十一日、在外公館で、自らの所属する班の班長の顔面を突然殴打し、傷害を負わせた外務省職員がいるか。当該職員に対して外務省はどのような処分を行ったか。停職の場合はその期間、減給の場合はその率と期間も明らかにされたい。外務省の行った処分は社会通念上妥当と考えるか。当該職員は現在も外務省に在籍しているか。退職したとするならば、退職金は支払われたか。

二 平成十三年五月二十三日、自らの指示に従って行動しなかった在外公館員の足を蹴り、負傷させた外務省職員がいるか。当該職員は平成十三年十二月に他の館員の胸を殴る暴力行為を行ったという事実があるか。当該職員に対して外務省はどのような処分を行ったか。停職の場合はその期間、減給の場合はその率と期間も明らかにされたい。外務省の行った処分は社会通念上妥当と考えるか。当該職員は現在も外務省に在籍しているか。退職したとするならば、退職金は支払われたか。

三 平成十四年九月八日、自宅において、雇用する運転手に対して暴行を加え、傷害を負わせた外務省職員がいるか。当該職員に対して外務省はどのような処分を行ったか。停職の場合はその期間、減給の場合はその率と期間も明らかにされたい。外務省の行った処分は社会通念上妥当と考えるか。当該職員は現在も

外務省に在籍しているか。退職したとするならば、退職金は支払われたか。

四 平成十年四月一日以降、暴力行為により国家公務員法もしくは外務省内規上の処分を受けた職員の数を年度ごとに明らかにされたい。

右質問する。